

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項、八尾市監査基準第16条及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和3年3月26日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榎井 政佐美

記

1 定期監査

八尾河内音頭まつり振興会、一般社団法人八尾市観光協会、八尾モール株式会社、
公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

2 監査の結果に関する報告

別紙のとおり。

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山 本 桂 右 様

八尾市監査委員	吉 川	慎一郎
同	八 百	康 子
同	重 松	恵美子
同	栴 井	政佐美

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年10月27日から令和3年3月25日まで

2 監査の対象団体

財政援助団体 八尾河内音頭まつり振興会
所 管 経済環境部産業政策課産業政策係

3 監査の対象

令和元年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の着眼点

財政援助団体の出納に関する事務の執行状況について、次の事項を着眼点とし監査を実施した。

(1) 財政援助団体関係

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号しているか
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適宜行われているか
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- ・補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ・領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか、適切に機能しているか

(2) 所管関係

- ・財政援助団体への指導監督は適切に行われているか

5 監査の実施方法

- (1) 事前に監査資料の提出を求め、財務諸表や関係書類を審査し、関係職員から説明を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。
- (2) 本監査については、本市監査専門委員 横田慎一氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、改善を要するもの等が見受けられた。なお、監査専門委員の調査の結果を踏まえ、本監査の結果とした。団体において改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。所管においては指摘の趣旨を十分に把握した上で、団体に対し適切に指導監督を行われたい。また、改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

最後に、総括において経済性・効率性・有効性の観点から特に留意すべき事項について要望しておくので、今後の事業運営の参考にされたい。

【指摘事項】

1 出納事務について

(1) 出納簿の作成について

現金を取り扱う場合に収支及び資金残高の管理のために重要となる出納簿が作成されていないため、現金出納簿及び預金出納簿を記録するよう事務処理を改められたい。

(2) 支出の根拠となる領収書等の適切な保管について

市補助金や協賛金を主な収入としていることから、明瞭な会計責任を果たすため、経費執行の記録として、領収書等を適切に保管することが求められるが、支出申請書に領収書が添付されていないもの、領収書の金額が欠落し支出申請書と領収書との照合ができないもの、領収書の宛名が本会ではないものなどが見受けられた。支出申請書とともに支出の根拠となる領収書等を適切に保管するよう事務処理を改められたい。

(3) 仮払金の精算について

事業の運営においては、仮払による執行が必要となる場合があるが、支出及び精算等の記録がなく、また、仮払から精算まで1か月以上要した事例が多数見受けられたことから、仮払の記録を作成するとともに、適時に精算するよう事務処理を改められたい。

【総括】

本会は、市民の親睦と郷土愛の育成を図り、八尾市の振興発展を期することを目的として、昭和52年4月に設立された八尾まつり振興会を承継し、毎年「八尾河内音頭まつり」を開催している。

運営は、市からの運営補助金と企業等からの協賛金により「八尾河内音頭まつり」を開催するとともに、河内音頭の啓発等を行っており、令和元年度決算において、総収入 27,833 千円のうち、市からの運営補助金は 18,310 千円 (65.8%) を占めている。

近年の八尾河内音頭まつりは、平成30年の台風の影響や令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、それぞれ中止を余儀なくされたところであるが、今後の開催に向けては、これまでの歴史的な経過を踏まえ、多くの市民が参加する八尾河内音頭まつりを通じて河内音頭の魅力発信と市民の郷土愛の育成に努められたい。

なお、本会を所管する産業政策課においては、事務局と補助金の確定及び実績確認等を行うという相反する事務を担っているが、透明性及び適正な補助金等の執行体制の確保の観点から、本会の事務局業務と補助金の執行業務を分離するよう検討されたい。

八尾市長 山 本 桂 右 様

八尾市監査委員	吉 川	慎一郎
同	八 百	康 子
同	重 松	恵美子
同	栲 井	政佐美

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年10月27日から令和3年3月25日まで

2 監査の対象団体

財政援助団体 一般社団法人八尾市観光協会
所 管 経済環境部産業政策課産業政策係

3 監査の対象

令和元年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の着眼点

財政援助団体の出納に関する事務の執行状況について、次の事項を着眼点とし監査を実施した。

(1) 財政援助団体関係

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合しているか
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適宜行われているか
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- ・補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か、証拠書類の整備、保存は適切か
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適正か
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか、適切に機能しているか

(2) 所管関係

- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・財政援助団体への指導監督は適切に行われているか

5 監査の実施方法

- (1) 事前に監査資料の提出を求め、財務諸表や事業報告書等の関係書類を審査し、関係職員から説明を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。なお、一部現金出納簿や伝票等の関係書類については、令和2年12月17日に現地において確認した。
- (2) 本監査については、本市監査専門委員 本田裕一氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、改善を要するもの等が見受けられた。なお、監査専門委員の調査の結果を踏まえ、本監査の結果とした。団体において改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。所管においては指摘の趣旨を十分に把握した上で、団体に対し適切に指導監督を行われたい。また、改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

最後に、総括において経済性・効率性・有効性の観点から特に留意すべき事項について要望しておくので、今後の事業運営の参考にされたい。

【指摘事項】

1 出納簿について

八尾市観光協会会計規則において、現金は現金残高を、毎日出納簿の残高と照合しなければならないと定められているが、現金出納簿は照合及び決裁されたことが確認できないので、複数の照合者及び決裁者の押印等証跡を残し、その責任を明らかにするよう事務処理を改められたい。

2 損益計算書の内訳について

損益計算書において、市受託事業であるふるさと納税事業の収入については、ふるさと納税事業収入と市事業受託金収入とに分けられており、支出については、人件費等の手数料分に見合う間接経費が受託事業費として計上されていないので、事業に対する収支を明らかにするよう企業会計原則に基づき事務処理を改められたい。

【総括】

本法人は、八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を市民、事業者、団体及び行政が協働して推進することを目的として、平成25年11月1日に一般社団法人として設立され、八尾市観光案内所の運営のほか、季刊誌やガイドマップ等の作成、市内施設と連携して八尾のまちを楽しむプログラム「八尾探」事業等が実施されている。

令和元年度決算において、総収入63,028千円のうち市からの運営補助金は26,000千円であり、その他は会費収入1,542千円と市からのふるさと納税に係る委託料34,835千円が主な収入である。

市からの運営補助金と市からの委託料により総収入の96.5%を占めていることから、今後は会員の拡大とともに一般社団法人であるメリットをいかした自主事業等の自主財源の確保についても、計画的に進め、八尾市の魅力発信と観光振興を市民や様々な団体と連携して推進していかれたい。

なお、本法人を所管する産業政策課においては、自主財源の確保など本法人の自立に向けたバックアップをする役割が重要となっている。そのためには、所管課の担当者が一般社団法人の運営に必要な知見を備えるとともに、市施策の方向性を踏まえた事業運営となっているかを把握し、適切な指導に努められたい。

八尾市長 山 本 桂 右 様

八尾市監査委員	吉 川	慎一郎
同	八 百	康 子
同	重 松	恵美子
同	栴 井	政佐美

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年10月27日から令和3年3月25日まで

2 監査の対象団体

出資団体 八尾モール株式会社

所 管 経済環境部産業政策課産業政策係

3 監査の対象

令和元年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の着眼点

出資団体の出納に関する事務の執行状況について、次の事項を着眼点とし監査を実施した。

(1) 出資団体関係

- ・ 出資目的に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ・ 収益率、財産比率は良好か
- ・ 関係帳票の整備、記帳は適切か
- ・ 会計経理及び財産管理は適切か

(2) 所管関係

- ・ 出資団体の経営成績及び財務状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか
- ・ 配当金は確実に収入されているか

5 監査の実施方法

- (1) 事前に監査資料の提出を求め、決算諸表や関係書類を審査し、関係職員から説明を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。なお、一部会計帳簿等については、令和3年1月18日に現地において確認した。
- (2) 本監査については、本市監査専門委員 脇山侑典氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、改善を要するもの等が見受けられた。なお、監査専門委員の調査の結果を踏まえ、本監査の結果とした。団体において改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。所管においては指摘の趣旨を十分に把握した上で、団体に対し適切に指導監督を行われたい。また、改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

最後に、総括において経済性・効率性・有効性の観点から特に留意すべき事項について要望しておくので、今後の事業運営の参考にされたい。

【指摘事項】

1 退職給付引当金の計上について

社員就業規則において、退職金規定に定める退職金を支給するとされている。退職給付引当金の繰入額は、自己都合により退職した場合の期末の勤続年数の支給率で計算するところを、期末に定年退職した場合の支給率で計算していたため、適切な処理をされたい。

【総括】

本法人は、近鉄八尾駅高架下の周辺地域における商業集積地の活性化を目的として、昭和49年8月に設立された。本市は、市内商店街活性化等、商業振興のために公共的な性格を持つことが必要であるとして、資本金10,000千円のうち出資金額5,000千円(出資割合50%)に当たる1万株を所有している。

主な業務は、施設所有者から一括で借り受けた近鉄八尾駅周辺高架下1階部分の店舗の管理、賃貸借等を行っている。

第46期(令和元年10月1日～令和2年9月30日)の営業成績は、入居店舗の減少により売上高が254,291千円(前期比4.4%減)と減少したものの、販管費も220,155千円(前期比7.1%減)減少したことから、当期純利益は24,856千円(前期比6.1%増)となった。また、本市への配当金として1,000千円が支払われている。

施設所有者が実施している耐震化補強工事の影響により、令和2年9月30日現在の空店舗率は前回定期監査時の13.6%から悪化し18.5%となっており、空店舗による収益への影響はあるものの、財務的には安定している。

ペントモール八尾商店街の活性化については、毎年販売促進の取組が行われるとともに、第47期の事業計画においては空店舗の改善を目指すとなっている。空店舗対策は施設の老朽化や新型コロナウイルス感染症による経済への影響など今後も厳しいものが予測されるが、近鉄八尾駅前の空店舗は、市民だけでなく本市を訪れる人々にとっても八尾のイメージに与えるものが非常に大きいものであることから、近鉄八尾駅高架下の周辺地域における商業集積地の活性化に繋がるよう空店舗対策としての新規店舗入居を促進するよう民間の発想と活力をいかした効果的な取組が行われるよう努められたい。

(単位：円)

	第42期 (H27.10.1~H28.9.30)	第43期 (H28.10.1~H29.9.30)	第44期 (H29.10.1~H30.9.30)	第45期 (H30.10.1~R元.9.30)	第46期 (R元.10.1~R2.9.30)
売上高	262,250,728	268,924,603	264,541,680	266,129,669	254,290,785
販管費	247,147,283	236,066,565	240,634,207	237,021,038	220,154,707
営業利益	15,103,445	32,858,038	23,907,473	29,108,631	34,136,078
当期純利益	11,427,237	39,111,658	17,488,956	23,428,041	24,855,886
資産	791,601,796	812,005,115	819,549,727	831,926,059	834,168,942
負債	337,374,528	320,666,189	312,721,845	303,670,136	283,057,133
純資産	454,227,268	491,338,926	506,827,882	528,255,923	551,111,809

空店舗率	10.8%	10.8%	13.8%	13.8%	18.5%
------	-------	-------	-------	-------	-------

八尾市長 山 本 桂 右 様

八尾市監査委員	吉 川	慎一郎
同	八 百	康 子
同	重 松	恵美子
同	栴 井	政佐美

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年10月27日から令和3年3月25日まで

2 監査の対象団体

財政援助団体 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター
所 管 経済環境部労働支援課労働支援係

3 監査の対象

令和元年度の出納事務等（必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。）

4 監査の着眼点

財政援助団体の出納に関する事務の執行状況について、次の事項を着眼点とし監査を実施した。

(1)財政援助団体関係

- ・ 定款並びに経理規定等諸規定は整備されているか
- ・ 設立目的に沿った事業運営が行われているか
- ・ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- ・ 関係帳票の整備、記帳が適切に行われているか
- ・ 会計経理及び財産管理は適切に行われているか
- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号しているか
- ・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適宜行われているか
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
- ・ 補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か

- ・ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か

(2)所管関係

- ・ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は適切か
- ・ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか

5 監査の実施方法

- (1) 事前に監査資料の提出を求め、財務諸表や関係書類を審査し、関係職員から説明を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。なお、一部会計帳簿等については、令和2年12月23日に現地において確認した。
- (2) 本監査については、本市監査専門委員 原繭子氏にその調査を依頼して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に処理されていると認められた。なお、監査専門委員の調査の結果を踏まえ、総括において経済性・効率性・有効性の観点から特に留意すべき事項について要望しておくので、今後の事業運営の参考にされたい。

【総括】

本法人は、八尾市内の中小企業の勤労者と事業主を対象に福利厚生事業を実施することにより、働きやすい職場づくりと労働力の確保と定着、生活文化の向上と中小企業の振興を図ることを目的として、八尾市と八尾商工会議所により平成元年9月に設立された。なお、平成25年4月から公益財団法人に移行している。基本財産83,000千円のうち、市の出捐金は80,000千円(出捐割合96.4%)となっている。

運営は、市からの運営補助金と、会員から納められる入会金・月会費により福利厚生事業が行われており、令和元年度決算において、総収入53,064千円のうち、市からの運営補助金は19,246千円であり、その他は会費やチケット販売等の事業運営に係る収入となっている。なお、令和元年度末の会員事業所数が292事業所(対前年比10事業所増)、会員数は1,763人(対前年比75人増)であり、前回定期監査時の平成26年度末と比べても70事業所増、94人増と会員の拡大に努めてこられた。

昨今の社会経済情勢や慢性的人材不足など、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。また、中小企業は、人材の確保・働き方改革への対応が求められる中、働きやすく魅力的な職場づくりに繋がる福利厚生への支援は、自治体にとっても重要な事業であるとともに、経営者にとっても従業員の仕事のやりがいに繋がるものとして福利厚生環境の充実が重要となっている。

このことから、市内中小企業の福利厚生事業を担う本法人においては、バラエティ豊かな事業展開のために経営資源をどのようにいかすか、少人数で事業を遂行するために業務効率化をどのように行うか等の課題について、過去の方法にとらわれず、現在のビジネス動向を勘案して柔軟に策を考えていくことが求められる。今後も、一人でも多くの勤労者が、健康で、安心して、やりがいを感じて働くことができるよう、アンケート等による会員ニーズを把握する等により魅力ある福利厚生事業の充実に取り組まれない。

なお、本法人を所管する労働支援課においては、事業計画や事業報告等の定期的な情報共有が適時行われているが、所管課として本法人の状況を適時的確に把握しバックアップする役割はより高まっていると考えられることから、所管課の担当者が公益法人の運営に必要な知見を備える必要がある。また、他市の状況を研究し広域的な連携によるスケールメリットをいかした事業運営の在り方を検討し、市の中小企業の振興を図るようなバックアップに努められたい。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
会員事業所数	241	250	263	282	292
会員数(人)	1,687	1,583	1,626	1,688	1,763